

三春町第2期国民健康保険データヘルス計画 三春町第3期特定健康診査等実施計画 進行管理（令和2年度評価）

1 評価の目的

第2期国民健康保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画では、計画に掲げた目的・目標の達成状況の評価を実施することとしています。

このため、今回、これまでの取組み、数値目標の達成状況等を確認し評価を行うことにより、重点的に取り組むべき事項等を明確にし、効果的な保健事業の展開を図るものです。

2 評価の実施方法

国保データベース（KDB）システム等の情報を活用し実施しました。

3 目標の達成状況の評価

短期的及び中期的に掲げる目標の達成状況について、次のとおりA、B、Cの3段階による評価を行いました。

〈達成状況の評価〉

基準値と令和2年度実績によりA～Cまでの3段階で評価を実施

| 評価区分 | 評価A | 評価B | 評価C |
|------|----------------|---------------------------------|----------------------------|
| 達成内容 | R2 目標値を達成している。 | R2 目標値は達成していないが、基準値よりは改善向上している。 | R2 目標値を達成していない、かつ基準値を下回った。 |

4 令和2年度の主な取り組み

本町においての、医療、介護及び健診の分析結果から、医療費は前年よりも下回っていますが、慢性腎不全（人工透析）にかかる医療費は上がっています。また、死亡率については、前年よりも上がっており、主な死因別の状況は、悪性新生物や心臓病、糖尿病、腎不全の割合が高く、要介護の最大の原因疾患となる虚血性心疾患や脳血管疾患等の血管疾患、医療費を圧迫する慢性腎不全（人工透析）の原因となる主要疾患である糖尿病性腎症に対する重症化予防が喫緊の課題です。

| 対 策 | 取組内容（概要） |
|----------------------|---|
| ア 健康診査の内容の充実及び受診率の向上 | ・50歳以上70歳未満の国保加入者に係る胃がん検診について、受診費用の2/3を助成し、自己負担1,000円とした。 ・39歳までの国保加入者に係る一般健診について、自己負担無料とした。 |

| | |
|------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 前年度特定健診等において血糖関連項目で要精密検査の方に、二次健診として尿中アルブミン検査を実施した。 特定健診受診券を個別に通知し、受診勧奨を行った。 高齢者社会参加ポイント付与、健康づくりポイント事業の実施により、健診への関心を高めた。 |
| イ 受診率向上のための効果的な啓発活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 特定健診の受診方法について、ガイドブックの個別配布や、町防災行政無線での周知、町広報紙、ホームページ等での広報を行った。 |
| ウ 未受診者への受診勧奨 | <ul style="list-style-type: none"> A Iによる人工知能やマーケティング手法を取り入れた個人通知を発送し、特定健診未受診者への受診勧奨を実施した。 |
| エ 人間ドック助成 | <ul style="list-style-type: none"> 受診費用の半額助成（上限3万円）を行った。 |
| オ 情報提供書の提出受理 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的通院や職場での健診結果を情報提供書（みなし健診）として受理した。 |
| カ 健診結果を基にした健康管理の支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> 保健指導実施体制の強化を図り、対象者の方に応じた資料を活用し、生活習慣改善の支援を行った。 特定健診結果で高血圧・脂質異常症、心房細動において受診勧奨値となったが受診が確認できず、かつ令和3年度の集団健診未受診者へ保健指導を実施した。 |

5 第2期データヘルス計画の達成状況

| 項目 | | 基準値 (H28) | 目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 目標値 (R5) | 評価 |
|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 中 長 期 的 目 標 | 虚血性心疾患罹患割合維持 | 3.5% | 3.5% | 3.4% | 3.5% | A |
| | 脳血管疾患罹患割合維持 | 3.5% | 3.5% | 3.9% | 3.5% | C |
| | 糖尿病性腎症罹患割合維持 | 13.2% | 13.2% | 12.8% | 13.2% | A |
| 短 期 的 目 標 | 高血圧症Ⅱ度高血圧以上の割合減少 | 3.2% | 3.0% | 5.7% | 2.9% | C |
| | 糖尿病 HbA1c6.5%以上の未治療者の割合減少 | 3.9% | 3.6% | 2.4% | 3.3% | A |

| 項目 | | 基準値 (H28) | 目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 目標値 (R5) | 評価 |
|-----------|---------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 短期的 目標 | 糖尿病 HbA1c8.0%以上の治療中者の割合減少 | 3.2% | 2.6% | 5.2% | 2.0% | C |
| | LDL-C180mg/dl以上の割合減少 | 3.0% | 2.5% | 2.9% | 2.2% | B |
| | 中性脂肪 300mg/dl以上の割合減少 | 2.3% | 1.9% | 1.6% | 1.5% | A |

(ア) 評価結果

- 虚血性心疾患罹患割合は、目標値を達成しました。
- 脳血管疾患罹患割合は、目標値を下回りました。
- 糖尿病性腎症罹患割合は、目標値を達成しました。
- 脳血管疾患の発症要因の一つであるⅡ度以上高血圧者の割合は増加しています。
- HbA1c 6.5%以上の未治療者の割合は減少しましたが、HbA1c 8.0%以上の治療中者の割合は、増加しています。
- LDLコレステロール値の受診勧奨域である180mg/dl以上者の割合は目標値を上回っておりますが、中性脂肪300mg/dl以上者については受診勧奨の結果、令和2年度目標値を達成しています。

(イ) 今後の重点的取組み

- 基礎疾患である糖尿病、高血圧、脂質異常症の発症や重症化を防ぐため、特定健診の受診率向上や健診後の要治療者への医療機関受診の取組みを継続・強化します。
- 生活習慣病の中でも、特に糖尿病は初期のコントロールが予後に大きく影響することから、糖尿病治療中断者等へ医療機関と連携し保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行を防止します。
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく糖尿病が重症化するリスクの高い者に対し、ヘルスアップ事業を通して、生活習慣病予防知識の習得や自ら運動を継続して実践力を身に付けられるよう支援し、生活習慣病移行者の減少や末期腎不全等への重症化を防止します。
- 若い世代からの健康づくりを目的とし、三春町商工会と連携した健康づくり事業を行います。

6 第3期特定健康診査等実施計画の達成状況

| 項目 | 基準値 (H28) | 目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 目標値 (R5) | 評価 |
|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 特定健康診査受診率 | 46.2% | 52.0% | 35.3% | 60.0% | C |
| 特定保健指導実施率 | 22.4% | 45.0% | 33.6% | 60.0% | B |

| 項目 | 目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 目標値 (R5) | 評価 |
|--|-------------|-------------|-------------|----|
| メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)数の減少率 《H20年度比》 | 15.0% | 26.0% | 25.0% | A |
| 特定保健指導対象者数の減少率 《H20年度比》 | 15.0% | 41.0% | 25.0% | A |

(ア) 評価結果

- 特定健康診査受診率は、目標値及び基準値には到達していません。
- 特定保健指導実施率は、令和2年度の目標値には到達していませんが、基準値は到達しています。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）数及び特定保健指導対象者数の平成20年度と比較した場合の減少率は、令和2年度の目標値を到達しています。

(イ) 今後の重点的取組み

- 特定健康診査受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により低下していますが、集団健診においては会場の感染対策を万全にするとともに、健診予約コールセンターを設置し、健診期間中において希望日に予約ができる体制に整備します。また、施設健診についても、引き続きかかりつけ医師からの情報提供書の提出依頼や未受診者対策として、効果的な勧奨方法を考案しリピート受診を促す取組みを行っていきます。
- 特定保健指導は、集団健診受診者で特定保健指導の対象となった方に対して、保健指導業務の一部を外部委託し、実施率の向上を図っていきます。また、野菜の摂取量など健康的な食生活の見直しを支援したり、ヘルスアップ事業を通して生活習慣病予防知識の習得や自ら運動を継続して実践力を身に付けられるよう支援し、生活習慣病移行者の減少に取り組めます。
- 積極的支援・動機付け支援の対象者のうち、支援が終了した方へ健康づくりに繋がる特典を付与し、支援終了後も継続して生活習慣の改善に取り組めるよう意識付けを行います。